

○茨城県市町村職員共済組合定款

(昭和37年12月1日組合定款第1号)

改正	昭和38年4月20日組合定款第2号	昭和38年8月19日組合定款第3号	昭和39年4月20日組合定款第4号
	昭和39年5月2日組合定款第5号	昭和39年8月21日組合定款第6号	昭和39年9月15日組合定款第7号
	昭和39年11月30日組合定款第8号	昭和40年4月15日組合定款第9号	昭和40年6月3日組合定款第10号
	昭和40年8月31日組合定款第11号	昭和41年3月8日組合定款第12号	昭和41年6月8日組合定款第13号
	昭和41年12月1日組合定款第14号	昭和42年4月28日組合定款第15号	昭和42年11月29日組合定款第16号
	昭和43年3月7日組合定款第17号	昭和43年6月3日組合定款第18号	昭和43年11月27日組合定款第19号
	昭和44年3月10日組合定款第20号	昭和44年5月20日組合定款第21号	昭和44年10月20日組合定款第22号
	昭和45年3月31日組合定款第23号	昭和45年6月2日組合定款第24号	昭和45年8月29日組合定款第25号
	昭和45年9月6日組合定款第26号	昭和45年10月1日組合定款第27号	昭和46年4月1日組合定款第28号
	昭和46年7月1日組合定款第29号	昭和46年12月10日組合定款第30号	昭和47年3月31日組合定款第31号
	昭和47年6月1日組合定款第32号	昭和47年11月20日組合定款第33号	昭和47年12月7日組合定款第34号
	昭和48年3月5日組合定款第35号	昭和48年5月2日組合定款第36号	昭和48年5月23日組合定款第37号
	昭和48年8月1日組合定款第38号	昭和48年10月11日組合定款第39号	昭和48年11月7日組合定款第40号
	昭和49年1月5日組合定款第41号	昭和49年3月6日組合定款第42号	昭和49年5月28日組合定款第43号
	昭和49年7月29日組合定款第44号	昭和49年10月7日組合定款第45号	昭和50年3月31日組合定款第46号
	昭和50年3月31日組合定款第47号	昭和50年5月26日組合定款第48号	昭和50年7月21日組合定款第49号
	昭和50年12月4日組合定款第50号	昭和51年3月5日組合定款第51号	昭和51年5月26日組合定款第52号
	昭和51年8月11日組合定款第53号	昭和52年3月19日組合定款第54号	昭和52年6月2日組合定款第55号
	昭和52年6月21日組合定款第56号	昭和52年9月22日組合定款第57号	昭和53年3月20日組合定款第58号
	昭和53年7月14日組合定款第59号	昭和53年9月25日組合定款第60号	昭和54年1月31日組合定款第61号
	昭和54年3月23日組合定款第62号	昭和54年4月2日組合定款第63号	昭和55年1月5日組合定款第64号
	昭和55年3月13日組合定款第65号	昭和55年6月21日組合定款第66号	昭和55年7月9日組合定款第67号
	昭和56年3月25日組合定款第68号	昭和56年4月1日組合定款第69号	昭和56年4月9日組合定款第70号
	昭和56年8月27日組合定款第71号	昭和57年2月24日組合定款第72号	昭和57年4月15日組合定款第73号
	昭和57年6月24日組合定款第74号	昭和57年9月1日組合定款第75号	昭和58年3月31日組合定款第76号
	昭和58年4月11日組合定款第77号	昭和58年10月15日組合定款第78号	昭和59年3月31日組合定款第79号

7号	8号	号
昭和59年6月1日組合定款第80号	昭和59年7月2日組合定款第81号	昭和59年11月15日組合定款第82号
昭和60年4月15日組合定款第83号	昭和60年6月4日組合定款第84号	昭和60年12月4日組合定款第85号
昭和61年6月13日組合定款第86号	昭和62年3月3日組合定款第87号	昭和62年4月9日組合定款第88号
昭和62年4月16日組合定款第89号	昭和62年12月22日組合定款第90号	昭和63年2月29日組合定款第91号
昭和63年5月16日組合定款第92号	昭和63年10月27日組合定款第93号	平成元年3月10日組合定款第94号
平成元年4月18日組合定款第95号	平成2年3月28日組合定款第96号	平成2年7月24日組合定款第97号
平成2年11月13日組合定款第98号	平成3年3月20日組合定款第99号	平成3年3月27日組合定款第100号
平成3年5月22日組合定款第101号	平成4年1月8日組合定款第102号	平成4年3月27日組合定款第104号
平成4年3月31日組合定款第103号	平成4年7月1日組合定款第105号	平成4年8月21日組合定款第106号
平成5年3月24日組合定款第107号	平成5年10月27日組合定款第108号	平成6年3月25日組合定款第109号
平成6年8月4日組合定款第110号	平成6年8月26日組合定款第111号	平成6年11月2日組合定款第112号
平成6年12月26日組合定款第113号	平成7年3月28日組合定款第114号	平成7年8月22日組合定款第115号
平成7年9月27日組合定款第116号	平成8年2月9日組合定款第117号	平成8年5月13日組合定款第118号
平成8年6月14日組合定款第119号	平成8年8月8日組合定款第120号	平成8年8月29日組合定款第121号
平成9年3月28日組合定款第122号	平成9年4月9日組合定款第123号	平成9年9月29日組合定款第124号
平成10年3月30日組合定款第125号	平成10年4月22日組合定款第126号	平成11年1月19日組合定款第127号
平成11年4月12日組合定款第128号	平成11年12月22日組合定款第129号	平成12年1月31日組合定款第130号
平成12年3月15日組合定款第132号	平成12年3月24日組合定款第133号	平成12年3月31日組合定款第134号
平成12年6月2日組合定款第135号	平成12年7月28日組合定款第136号	平成12年9月26日組合定款第137号
平成13年2月27日組合定款第138号	平成13年3月30日組合定款第139号	平成14年1月21日組合定款第140号
平成14年3月1日組合定款第141号	平成14年3月22日組合定款第142号	平成14年10月29日組合定款第143号
平成15年3月3日組合定款第144号	平成15年4月25日組合定款第145号	平成16年3月1日組合定款第146号
平成16年8月30日組合定款第147号	平成17年3月2日組合定款第148号	平成17年8月31日組合定款第149号
平成18年2月28日組合定款第150号	平成18年5月1日組合定款第151号	平成18年10月26日組合定款第152号
平成19年2月28日組合定款第153号	平成19年10月1日組合定款第154号	平成20年2月29日組合定款第155号
平成20年5月7日組合定款第156号	平成20年12月17日組合定款第157号	平成21年2月27日組合定款第158号
平成22年2月26日組合定款第1	平成23年2月28日組合定款第16	平成23年6月30日組合定款第16

59号 平成23年10月7日組合定款第1 62号 平成25年2月28日組合定款第1 65号 平成26年7月31日組合定款第1 68号 平成27年9月30日組合定款第1 71号 平成28年6月27日組合定款第1 74号	0号 平成24年2月28日組合定款第16 3号 平成25年6月28日組合定款第16 6号 平成27年1月27日組合定款第16 9号 平成28年2月29日組合定款第17 2号 平成29年2月28日組合定款第17 5号	1号 平成24年12月3日組合定款第16 4号 平成26年2月28日組合定款第16 7号 平成27年2月25日組合定款第17 0号 平成28年5月26日組合定款第17 3号
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この組合は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)に基づいて組織し、茨城県市町村職員共済組合(以下「組合」という。)という。

(目的)

第2条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行い、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合の事務所は、茨城県水戸市笠原町978番26におく。

(所属所及び所属所長)

第4条 組合の所轄機関(以下「所属所」という。)は、茨城県市町村職員共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)で定めるところにより、理事長が定める。

2 所属所に所属所長をおき、理事長が定める職にある者をもって充てる。

3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、組合公報に掲載して行う。ただし、決算に関する事項にあっては、茨城県報に掲載して行う。

第2章 組合会

(組合会の名称)

第6条 法第6条の規定に基づき組合におく組合会は、茨城県市町村職員共済組合組合会(以下「組合会」という。)という。

(議員の定数)

第7条 組合会の議員(以下「議員」という。)の定数は、20人とする。

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

第9条 議員は、各選挙区において選挙する。

2 市町村長が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

	選挙区	議員の数

第1区	水戸市，日立市，土浦市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，守谷市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，古河市，鉾田市，常総市，つくばみらい市，小美玉市	7人
第2区	茨城町，大洗町，城里町，東海村，大子町，美浦村，阿見町，河内町，八千代町，五霞町，境町，利根町	3人

- 3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は，次のとおりとする。

	選挙区	議員の数
第1区	日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市，那珂市，東海村，大子町，大宮地方環境整備組合，ひたちなか・東海広域事務組合，日立・高萩広域下水道組合，高萩・北茨城広域工業用水道企業団，茨城北農業共済事務組合	2人
第2区	水戸市，笠間市，ひたちなか市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，茨城地方広域環境事務組合，大洗，鉾田，水戸環境組合，笠間・水戸環境組合，茨城美野里環境組合，霞台厚生施設組合，茨城県市町村職員共済組合，茨城県市町村総合事務組合，笠間地方広域事務組合，水戸地方農業共済事務組合，茨城租税債権管理機構	2人
第3区	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市，鹿行広域事務組合，鹿島地方事務組合	1人
第4区	土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市，つくばみらい市，美浦村，阿見町，河内町，利根町，湖北水道企業団，茨城県南水道企業団，龍ヶ崎地方塵芥処理組合，常総衛生組合，龍ヶ崎地方衛生組合，取手市外2市火葬場組合，江戸崎地方衛生土木組合，湖北環境衛生組合，常総地方広域市町村圏事務組合，稲敷地方広域市町村圏事務組合，新治地方広域事務組合，石岡地方斎場組合，取手地方広域下水道組合，牛久市・阿見町斎場組合，利根川水系県南水防事務組合，土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合	3人
第5区	結城市，下妻市，筑西市，坂東市，桜川市，古河市，常総市，八千代町，五霞町，境町，清水丘診療所事務組合，さしま環境管理事務組合，筑北環境衛生組合，県西総合病院組合，筑西広域市町村圏事務組合，茨城西南地方広域市町村圏事務組合，下妻地方広域事務組合	2人

- 4 前項の規定の適用については，地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和39年法律第152号)附則第3条の規定により組合員となった者は組合に所属する職員である組合員と，法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村(組合，一部事務組合，特定地方独立行政法人，職員引継一般地方独立行政法人，定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を含む。以下同じ。)に所属する職員である組合員とみなす。

(選挙長)

第10条 各選挙ごとに、選挙長をおく。

- 2 選挙長は、理事長が委嘱する。
- 3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。
(選挙の期日等の公告)

第11条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前7日までに公告しなければならない。

(市町村長が選挙する議員の選挙)

第12条 市町村長が選挙する議員の選挙は、市町村長の互選によって行う。

(市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙)

第13条 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙は、代議員の互選によって行う。

- 2 市町村長以外の組合員は、その所属する市町村ごとに、第11条に規定する公告のあった日から選挙の期日前3日までに、市町村長以外の組合員100人ごとに1人(市町村長以外の組合員の数が100人に満たない市町村にあつては1人とし、当該組合員の数が100人を超える市町村において50人を超え100人に満たない端数があるときは1人を加えるものとする。)の代議員を互選しなければならない。この場合においては、第9条第4項の規定を準用する。
- 3 前項の規定により代議員が互選されたときは、市町村長以外の組合員の代表者は、その氏名を当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定により互選すべき代議員の数の基準となるべき市町村長以外の組合員の数は、第11条に規定する公告のあった日における当該市町村の市町村長以外の組合員の数によるものとする。
- 5 市町村長以外の組合員の代表者は、前項の市町村長以外の組合員の数及び代議員の数を選挙の期日前4日までに、当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

(選挙の方法)

第14条 前2条に規定する選挙は、投票によって行う。ただし、第12条の規定による互選にあつては市町村長、前条第1項の規定による互選にあつては代議員、同条第2項の規定による互選にあつては市町村長以外の組合員(次条第3項においてこれらの者を「有権者」という。)のうちに異議がないときは、氏名推せんの方法によることができる。

(当選人)

第15条 投票によって選挙を行う場合にあつては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区において選挙すべき議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定により当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。
- 3 氏名推せんによって選挙を行う場合においては、選挙の場所に集まった有権者のうちに異議がないときは、被指名人をもって当選人とする。

(当選人の報告等)

第16条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属市町村名を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及び所属市町村名を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

第17条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前30日以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後10日以内に行うことができる。

(再選挙)

第18条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から20日以内に再選挙を行う。

(補欠選挙及び繰上補充)

第19条 議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から50日以内に補欠選挙を行う。ただし、第15条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるときは、それらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。

(選挙の実施に関し必要な事項)

第20条 この定款に規定するものを除くほか、議員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(代理による表決)

第21条 議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会に出席することができないときは、市町村長である議員にあっては市町村長である他の議員を、市町村長以外の組合員である議員にあっては市町村長以外の組合員である他の議員を、それぞれ代理人として議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第22条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

(組合会の傍聴)

第24条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があったときは、この限りでない。

(議員の旅費)

第25条 議員は、その職務を行うために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て、理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 理事の定数は、6人とする。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選挙の日(次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)から起算する。

(役員選挙)

第28条 理事の任期満了(議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)による選挙は、第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行う。ただし、災害その他やむを得ない事由のため10日以内に行うことができないときは、その事由がやんだ日から10日以内に行わなければならない。

2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日以後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。

4 理事に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。

6 第1項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、第2項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

8 監事の任期満了(議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。)による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了日前に召集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日(次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日)」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。

9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。

10 前各項に規定するものを除くほか、役員の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(監事の報酬)

第29条 学識経験を有する者のうちから選挙された監事には、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。
(役員の旅費)

第30条 第25条の規定は、役員について準用する。
(事務局及び職員)

第31条 組合に事務局をおき、事務局長、主事その他の職員をおく。

- 2 事務局長、主事その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどる。
- 4 主事その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。
- 5 事務局長、主事その他の職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合員

(組合員の範囲)

第32条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。

- (1) 別表に掲げる市町村の職員(法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。)
- (2) 法第140条第1項の規定により組合員であるとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして組合員であるとされた者
- (3) 法第141条第1項に規定する組合役職員
- (4) 法第141条の2の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員
- (5) 法第141条の3の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員
- (6) 法第141条の4の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員
- (7) 法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者

(組合員の種別)

第33条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

- 2 一般組合員は、次項から第8項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 市町村長組合員は、市町村長である組合員(第6項に規定する市町村長長期組合員を除く。)とする。
- 4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第57号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。)附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。
- 5 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条に規定する被保険者をいう。)である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。
- 6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。
- 7 継続長期組合員は、前条第2号に掲げる組合員とする。
- 8 任意継続組合員は、前条第7号に掲げる組合員とする。

第5章 給付

(短期給付)

第34条 組合は、組合員(継続長期組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第53条及び法第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員及び市町村長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。

(附加給付)

第35条 組合が法第54条の規定により附加給付として行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 出産費附加金
- (4) 家族出産費附加金
- (5) 埋葬料附加金
- (6) 家族埋葬料附加金

2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

(家族療養費附加金)

第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第56条第2項第1号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)及び同項第2号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。))を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき25,000円(地方公務員等共済組合法施行令(以下「施行令」という。)第23条の3の4第1項第2号若しくは第3号に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「家族高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円(上

位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

- 3 前2項に規定する家族療養費附加金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費、生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第98条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。
- 5 1件の家族療養費の請求が2月以上の療養に及ぶ場合の第1項、第2項及び前項の規定の適用については、各月分を1件とみなす。

(家族訪問看護療養費附加金)

第36条の2 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2又は法第136条の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第23条の3の3第1項第1号イからへまでに掲げる金額とを合算して高額療養費が支給される場合を除く。))にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき25,000円(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、これを支給しない。

- 2 前条第4項及び第5項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

(出産費附加金及び家族出産費附加金)

第36条の3 出産費附加金は、法第63条第1項の規定に基づき出産費を支給する場合において、これに附加して当該出産費1件につき30,000円を支給する。

- 2 家族出産費附加金は、法第63条第3項の規定に基づき家族出産費を支給する場合において、これに附加して当該家族出産費1件につき30,000円を支給する。

(埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金)

第36条の4 埋葬料附加金は、法第65条第1項の規定に基づき埋葬料を支給する場合において、これに附加して当該埋葬料1件につき50,000円を支給する。

- 2 家族埋葬料附加金は、法第65条第3項の規定に基づき家族埋葬料を支給する場合において、これに附加して当該家族埋葬料1件につき50,000円を支給する。

第37条及び第37条の2 削除

(長期給付)

第38条 組合は、組合員(任意継続組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第74条

に規定する長期給付を行う。

第6章 共同業務

(共同業務)

第38条の2 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務(以下「共同業務」という。)を行う。

第7章 福祉事業

(福祉事業)

第39条 組合は、次に掲げる福祉事業を行う。

(1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

(1)の2 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

(2) 組合員の貯金の受入れ又はその運用

(3) 組合員の臨時の支出に対する貸付け

(4) 組合員の需要する生活必需物資の供給

(5) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

第8章 掛金及び負担金

(掛金及び負担金の額)

第40条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に、それぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000分の 43.6	1,000分の 6.9	1,000分の 2.1	1,000分の 43.6	1,000分の 6.9	1,000分の 2.1
長期組合員 市町村長長期組合員	1,000分の 2.11	—	1,000分の 2.1	1,000分の 2.11	—	1,000分の 2.1

2 組合は、毎事業年度、健康保険法(大正11年法律第70号)第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

(任意継続掛金の額)

第40条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体負担金の合算額を基礎として定款で定める額は施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の87.2を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の13.8を乗じて得た額とする。

第9章 財務

(経理単位)

第41条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、厚生年金保険預託金管理経理、退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理、貸付経理及び物資経理とする。

(資金の繰入れ)

第41条の2 平成29年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、2,080円とする。

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第42条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があったときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

第10章 監査

(監査)

第43条 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて及び必要があると認める場合は臨時に、組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(監査の立会い)

第44条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(監事の権限)

第45条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類、その他の書類の提示並びに事実の証明等を求めることができる。

(監査報告書)

第46条 監事は監査が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

- 1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。
- 2 削除
- 3 組合の福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金については、平成9年4月分から平成14年3月分までの間は、第40条の表中「1,000分の3.5」とあるのは、「1,000分の4.5」とする。

- 4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項に規定する教育長を含む。)である組合員の福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金については、平成9年4月分から平成14年3月分までの間は、附則第2項の表中「1,000分の2.8」とあるのは、「1,000分の3.6」とする。
- 5 当分の間、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは、「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合会の議員であった者でその者の退職のさい当該代議員の属する選挙区に属していたもののうちから選挙」とする。
- 6 組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し(以下「一部負担金払戻金」という。)を行う。
- 7 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)、療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額)が1件につき25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額(以下この項において「特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。
- 9 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。
- 10 第36条第4項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。この場合において、同項中「第1項、第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない」とあるのは、「附則第7項及び第8項に規定する一部負担金払戻金は、その受けることとなる限度において行わない」と読み替えるものとする。
- 11 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 12 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（次項において「経過的長期給付事業」という。）
 - (2) 地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和53年政令第25号）第2条の規定に基づき、同条第1号に掲げる事業その他これに附帯する事業（以下「財形住宅貸付事業」という。）
- 13 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第41条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、」と、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。
- 14 組合の経理単位については、財形住宅貸付事業を行う間、第41条中「及び物資経理」とあるのは、「物資経理及び財形経理」として、同条の規定を適用する。
- 15 理事長は、財形住宅貸付事業を行う間、財形住宅貸付事業に係る事業計画及び予算を作成し、若しくは変更し、又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

附 則(昭和38年4月20日組合定款第2号)

この定款は、公告の日から施行し、第9条及び別表の改正は、昭和37年12月1日から、第41条の規定は昭和38年度から適用する。

附 則(昭和38年8月19日組合定款第3号)

この定款は、公告の日から施行し、筑西衛生組合は昭和38年3月11日から、竜ヶ崎市外四町一村屎尿処理組合は昭和38年4月30日から加入するものとする。

附 則(昭和39年4月20日組合定款第4号)

この定款は、公告の日から施行し、第9条第3項の改正中、猿島郡衛生処理組合の加入は昭和38年5月25日から、筑波町外五町村防疫組合の加入は昭和38年9月2日から適用し、第36条の改正は昭和38年10月1日から施行する。

附 則(昭和39年5月2日組合定款第5号)

この定款改正は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年8月21日組合定款第6号)

この変更は、公告の日から施行し、第9条第3項の筑北環境衛生組合の加入は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則(昭和39年9月15日組合定款第7号)

この変更は、公告の日から施行し、第32条、第33条及び第40条第2項の改正は、昭和39年10月1日から適用する。

附 則(昭和39年11月30日組合定款第8号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。ただし、第9条の中、「協和村」を「協和町」に、「及び協和村」を「協和町」に改める事項は昭和39年12月1日から、同条の「内原村」を「内原町」に、「及び内原村」を「内

原町」に改める事項は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則(昭和40年4月15日組合定款第9号)

この変更は、昭和40年4月1日から施行し、第9条第3項及び別表の改正中、霞ヶ浦水道組合を削る事項は昭和39年9月30日から、県西伝染病隔離病舎組合を加える事項は昭和39年12月25日から、涸沼衛生組合を加える事項は昭和40年2月13日から、銚田町外2町清掃組合を加える事項は昭和40年2月19日から適用する。

附 則(昭和40年6月3日組合定款第10号)

この変更は、公告の日から施行する。ただし、「高萩市及び十王町防疫組合」を「高萩市及び十王町衛生組合」に改める事項は昭和40年3月2日から、「友部町外1町2カ村伝染病隔離病舎組合」を「友部町外2町1カ村伝染病隔離病舎組合」に改める事項は昭和40年5月18日から、「涸沼衛生組合」を「涸沼衛生土木組合」に改める事項は昭和40年4月1日から、「取手町外2町火葬場組合」を加える事項は昭和40年5月10日から適用する。

附 則(昭和40年8月31日組合定款第11号)

この変更は、公告の日から施行し、第40条及び附則第2項の改正は昭和40年6月1日から、第9条第3項中、阿見美浦衛生組合を加える事項は昭和40年6月3日から、大洗・旭・常澄環境衛生組合を加える事項は、昭和40年6月20日から適用する。

附 則(昭和41年3月8日組合定款第12号)

この変更は、公告の日から施行し、第9条第3項中、江戸崎地方衛生組合を加える事項は昭和41年1月7日から、下妻地方衛生組合を加える事項は昭和41年1月13日から、筑南衛生組合を加える事項は昭和41年1月31日から適用する。

附 則(昭和41年6月8日組合定款第13号)

この変更は、公告の日から施行し、「下妻市千代川村伝染病隔離病舎並びに火葬場組合」を「下妻市千代川村火葬場組合」に改める事項は昭和39年10月15日から、「筑ろく地方道路整備組合」を加える事項は昭和41年3月31日から、第3条の改正及び「水戸市ほか一市六町五村伝染病隔離病舎組合」を「水戸市ほか一市七町七村伝染病隔離病舎組合」に、「涸沼衛生土木組合」を「茨城町外四町土木衛生組合」に改める事項は昭和41年4月1日から、「高萩・北茨城と畜場組合」を加える事項は昭和41年4月21日から、「潮来町外二町清掃組合」を「潮来町外3町村清掃組合」に改める事項は昭和41年5月26日から適用する。

附 則(昭和41年12月1日組合定款第14号)

この変更は、公告の日から施行し、第40条第2項の改正及び「水戸市ほか一市7町7村伝染病隔離病舎組合」を「水戸市ほか一市七町七村隔離病舎組合」に改める事項は昭和41年4月1日から、「岩瀬町外一市町二カ村防疫組合」を「岩瀬町外1市2町1ヶ村防疫組合」に改める事項は昭和41年4月9日から、「土浦出島猟区事務組合」を加える事項は昭和41年9月14日から、「石岡地区農業近代化施設整備組合」を加える事項は昭和41年9月27日から適用する。

附 則(昭和42年4月28日組合定款第15号)

この変更は、公告の日から施行し、筑ろく地方学校給食組合を加える事項は昭和42年3月29日から、筑波町下妻市中学校組合を削る事項は昭和42年4月1日から、江戸崎地方衛生土木組合を加える事項は、昭和42年4月14日から適用する。ただし、第40条第2項を削る事項は昭和42年12月1日から施行する。

附 則(昭和42年11月29日組合定款第16号)

この変更は、公告の日から施行し、「茨城県南水道組合」を「茨城県南水道企業団」に改める事項は昭和42年3月31日から、「県西総合病院組合」を加える事項は昭和42年5月16日から、「江戸崎地方衛生組合」を削る事項は昭和42年6月30日から、「竜ヶ崎市外四町一村屎尿処理組合」を「竜ヶ崎地方衛生組合」に改める事項は昭和42年7月1日から、「北浦村外4町老人福祉センター組合」を加える事項は昭和42年8月28日から適用する。

附 則(昭和43年3月7日組合定款第17号)

この変更は、公告の日から施行し、「小川町外六カ町村伝染病隔離病舎組合」を「小川町外5ヶ町村伝染病隔離病舎組合」に改める事項は昭和42年7月5日から、「総和村」を「総和町」に改める事項は昭和43年1月1日から適用する。

附 則(昭和43年6月3日組合定款第18号)

この変更は、公告の日から施行し、「湖北環境衛生組合」を加える事項は昭和43年3月28日から、「鹿島南部地区消防事務組合」を加える事項は昭和43年3月29日から、「湖北水道組合」を「湖北水道企業団」に改める事項は昭和43年3月30日から、「古河市総和村療養所組合」を「古河市総和町療養所組合」に改める事項は昭和43年4月24日から適用する。

附 則(昭和43年11月27日組合定款第19号)

この変更は、公告の日から施行し、「茨城県民交通災害共済組合」を加える事項は昭和43年5月31日から、「勝田地区工業団地整備組合」を削る事項は昭和43年6月30日から、「筑西火葬場組合」を加える事項は昭和43年8月8日から適用する。

附 則(昭和44年3月10日組合定款第20号)

この変更は、公告の日から施行し、「那珂瓜連地区消防事務組合」を加える事項は昭和43年12月23日から、「三和村」を「三和町」に改める事項は昭和44年1月1日から適用する。

附 則(昭和44年5月20日組合定款第21号)

この変更は、公告の日から施行し、「茨城県市町村非常勤職員公務災害補償組合」を加える事項は昭和44年3月4日から、「伊奈村谷和原村中学校組合」を削る事項は昭和44年4月1日から、「取手町・藤代町環境衛生組合」及び「協和環境衛生組合」を加える事項は昭和44年4月14日から、「石下、千代川学校給食組合」を加える事項は昭和44年4月30日から適用する。

附 則(昭和44年10月20日組合定款第22号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則(昭和45年3月31日組合定款第23号)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第40条の変更は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 第9条第2項第4区選挙区の欄、同条第3項第4区選挙区の欄及び別表中「神栖村」を「神栖町」に変更する規定並びに第9条第3項第4区選挙区の欄及び別表中「鹿島町神栖村と畜場組合」を「鹿島町神栖町と畜場組合」に変更する規定は昭和45年1月1日から、第9条第3項第2区選挙区の欄及び別表中「友部町外二町ごみ処理組合」を加える規定は、昭和45年2月3日から適用する。
- 3 変更後の第36条の規定は、昭和45年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用する。ただし、変更後の同条第2項の規定の適用については、昭和45年4月1日から昭和46年3月31日までの間の診療に係る家族療養費附加金に限り、同条同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 変更後の第40条の規定の適用については、昭和45年4月1日から昭和46年3月31日までの間に限り、同条中「1,000分の37」とあるのは「1,000分の35」とする。

附 則(昭和45年6月2日組合定款第24号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和45年4月21日から適用する。

附 則(昭和45年8月29日組合定款第25号)

この変更は、公告の日から施行し、「常陸太田地区ごみ処理組合」を加える事項は昭和45年8月7日から、及び「下館地方広域市町村圏事務組合」を加える事項は昭和45年8月21日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和45年9月6日組合定款第26号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。

附 則(昭和45年10月1日組合定款第27号)

- 1 この変更は、昭和45年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定による変更後の茨城県市町村職員共済組合定款(昭和37年12月1日組合定款第1号。以下「変更後の定款」という。)の規定中、議員の選挙に関する規定は、この変更の施行日以後その期日を公告される議員選挙から施行する。ただし、変更後の定款第19条に規定する補欠選挙及び繰上補充については、昭和45年10月1日以降昭和45年11月30日までの間は、なお従前の例による。
- 3 昭和45年10月1日現在議員であって、変更後の定款第9条第2項及び同条第3項の規定により選挙区の変更のあったものの同日以降昭和45年11月30日までの間における任期については、変更後の定款の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和46年4月1日組合定款第28号)

この変更は、公告の日から施行し、「取手町・藤代町環境衛生組合」を「取手市・藤代町環境衛生組合」に改める事項は昭和45年11月20日から、「取手町外2町火葬場組合」を「取手市外2町火葬場組合」に改める事項は昭和46年1月12日から、及び「麻生町外1町1村ごみ処理組合」を加える事項は昭和46年1月16日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和46年7月1日組合定款第29号)

この変更は、公告の日から施行し、「大宮・大子地方広域市町村圏事務組合」を加える事項は昭和46年3月30日から、「茨城西南地方広域市町村圏事務組合」を加え及び「筑ろく地方道路整備組合」を削る事項は昭和46年3月31日から、「茨城・美野里環境組合」を加える事項は昭和46年4月6日から、並びに「大宮・山方地区救急事務組合」を加える事項は昭和46年4月30日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和46年12月10日組合定款第30号)

この変更は、公告の日から施行し、「大北川奥地開発林道管理組合」を削る事項は昭和45年12月1日から、「土浦出島猟区事務組合」を削る事項は昭和46年7月1日から、「御前山国民宿舎経営一部事務組合」を加える事項は昭和46年7月23日から、及び「女化塵芥処理組合」を「竜ヶ崎地方塵芥処理組合」に改める事項は昭和46年11月5日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和47年3月31日組合定款第31号)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 第9条第3項の表第4区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「潮来，牛堀2町ごみ処理組合」を加える規定は昭和46年12月16日から，第9条第2項の表第7区選挙区の欄，同条第3項の表第7区選挙区の欄及び別表町村の欄中「八千代村」を「八千代町」に改める規定は昭和47年2月1日から，第9条第3項の表第6区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「筑南地方広域行政事務組合」及び「筑南水道企業団」を加える規定は昭和47年2月10日から適用する。
- 3 変更後の第36条第2項及び同条第3項の規定は，昭和47年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用する。
- 4 変更後の第36条の2及び第36条の3の規定は，昭和47年4月1日以後の出産及び死亡に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金並びに埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金についてそれぞれ適用する。

附 則(昭和47年6月1日組合定款第32号)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「，竜ヶ崎市外稲北一部町村伝染病隔離病舎組合」を「，竜ヶ崎市外稲北一部市町村伝染病隔離病舎組合」に改める規定は昭和47年2月6日から，第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「，土浦・石岡地方社会教育センター一部事務組合」を加える規定は昭和47年3月23日から，第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「，久慈地方農業共済事務組合」を加える規定は昭和47年3月27日から，第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「，常総地方広域市町村圏事務組合」を加える規定は昭和47年3月31日から，第9条第2項の表第1区選挙区の欄，同条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表市の欄中「，岩井市」を加え，第9条第2項の表第7区選挙区の欄，同条第3項の表第7区選挙区の欄及び別表町村の欄中「，岩井町」を削る規定は昭和47年4月1日から，第9条第3項の表第4区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「，鹿行地方広域市町村圏事務組合」を加える規定は昭和47年4月21日から適用する。

附 則(昭和47年11月20日組合定款第33号)

この変更は、公告の日から施行し、「友部町外2町1ヶ村伝染病隔離病舎組合」を削る事項は昭和47年10月1日から、「茨城県自治会館管理組合」を加える事項は昭和47年7月27日から適用する。

附 則(昭和47年12月7日組合定款第34号)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 第9条第3項の表中第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中、「石岡，小川，玉里ごみ共同処理組合」を加える規定は昭和47年10月1日から，変更後の第36条第2項の規定は昭和48年1月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用する。

附 則(昭和48年3月5日組合定款第35号)

- 1 この変更は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の2及び第36条の3の規定は、昭和48年4月1日以後の給付事由にかかる附加金から適用し、同日前の給付事由にかかる附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条の規定は、昭和48年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和48年5月2日組合定款第36号)

この変更は、公告の日から施行し、「猿島郡中部町村伝染病隔離病舎組合」を「境町外1市2町伝染病隔離病舎組合」に改める事項は昭和48年2月5日から、「水戸地方広域市町村圏事務組合」を加える事項は昭和48年2月23日から、「大宮，山方地区救急事務組合」を「大宮，山方地区消防事務組合」に改める事項は昭和48年2月24日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和48年5月23日組合定款第37号)

この変更は、公告の日から施行し、変更後の第36条第2項第2号の規定は昭和48年6月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用する。

附 則(昭和48年8月1日組合定款第38号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和48年7月13日から適用する。

附 則(昭和48年10月11日組合定款第39号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は昭和48年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第37条第2項及び第3項の規定は、昭和48年10月1日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和48年11月7日組合定款第40号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和48年10月31日から適用する。

附 則(昭和49年1月5日組合定款第41号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和48年12月17日から適用する。

附 則(昭和49年3月6日組合定款第42号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和49年1月23日から適用する。

附 則(昭和49年5月28日組合定款第43号)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「茨城県旧市町村職員恩給組合資産管理組合」を削る規定は、昭和49年3月31日から、第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「笠間市外3町広域斎場事務組合」の次に「石岡地方農業共済事務組合」を加える規定は昭和49年3月13日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和49年7月29日組合定款第44号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和49年6月25日から適用する。ただし、第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「取手市、藤代町環境衛生組合」を削る規定は、昭和49年6月30日から、同欄中「水戸地区粗大ごみ処理施設組合」を加える規定は昭和49年7月23日から、同項の表第6区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「新治地方環境衛生組合」を加える規定は昭和49年6月19日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和49年10月7日組合定款第45号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和49年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年3月31日組合定款第46号)

- 1 この変更は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の2及び第36条の3の規定は、昭和50年4月1日以後の給付事由にかかる附加金から適用し、同日前の給付事由にかかる附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第37条の2の規定は、昭和50年4月1日に現に入院している組合員で同日以後引き続き入院しているものについても適用する。
- 4 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和50年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和50年3月31日組合定款第47号)

この変更は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月26日組合定款第48号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。ただし、「常

陸太田地区ごみ処理組合」を削る規定は、昭和50年3月31日から適用する。

附 則(昭和50年7月21日組合定款第49号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。ただし、「新治郡町村税整理組合」を削る規定は、昭和50年5月31日から適用する。

附 則(昭和50年12月4日組合定款第50号)

この変更は、公告の日から施行し、「下妻地方衛生組合」を削る事項は昭和50年6月30日から、「石岡地方斎場組合」を加える事項は昭和50年8月25日からそれぞれ適用する。

附 則(昭和51年3月5日組合定款第51号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和51年2月1日から適用する。ただし、「鉾田町外2町清掃組合」を削る規定は、昭和50年12月20日から適用する。

附 則(昭和51年5月26日組合定款第52号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、「筑西衛生組合」及び「筑西火葬場組合」を削る規定は、昭和51年4月30日から適用する。

附 則(昭和51年8月11日組合定款第53号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。ただし、第9条第3項の表中、第7区選挙区欄及び別表一部事務組合の欄中「結城郡衛生組合」を加える規定は昭和51年6月23日から、第9条第3項の表中、第3区選挙区の欄及び一部事務組合の欄中「大宮町外3町村土木衛生組合」及び「大宮・山方地区消防事務組合」を削る規定は昭和51年6月30日から、変更後の附則第3項の規定は昭和51年6月3日からそれぞれ適用する。
- 2 変更後の第40条の2の規定は昭和51年7月分以後の任意継続掛金について適用し、同年6月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年3月19日組合定款第54号)

- 1 この変更は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第37条の2の規定は、昭和52年4月1日以後の入院にかかる入院附加金から適用し、同日前の入院にかかる入院附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和52年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和52年6月2日組合定款第55号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。ただし、「竜ヶ崎市外稲北一部市町村伝染病隔離病舎組合」を「稲北地方病舎組合」に改める規定は昭和52年3月3日から、「境町外1市2町伝染病隔離病舎組合」を削る規定は昭和52年3月31日から、「大宮町他三町立清掃組合」を「大宮地方環境整備組合」に改める規定は昭和52年4月12日から適用する。

附 則(昭和52年6月21日組合定款第56号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和52年2月25日から適用する。ただし、「北浦村外4町老人福祉センター組合」を削る規定は、昭和52年3月31日から、「石岡、小川、玉里ごみ共同処理組合」を「霞台厚生施設組合」に改める規定は、昭和52年5月20日から適用する。
- 2 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和51年法律第69号)附則第3条の規定の適用を受ける者に対する変更後の定款第36条第3項の規定の適用については、同法附則第3条第1項の規定による給付は、予防接種法第11条第1項の適用による給付に該当するものとする。

附 則(昭和52年9月22日組合定款第57号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和52年7月11日から適用する。

附 則(昭和53年3月20日組合定款第58号)

- 1 この変更は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和53年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお、従前の例による。
- 3 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和53年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和53年7月14日組合定款第59号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和53年5月31日から適用する。

附 則(昭和53年9月25日組合定款第60号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和53年2月3日から適用する。

附 則(昭和54年1月31日組合定款第61号)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(昭和54年3月23日組合定款第62号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。ただし、「高萩市及び十王町衛生組合」を「高萩市・十王町事務組合」に改める規定は、昭和54年2月1日から適用する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和54年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年4月2日組合定款第63号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年1月5日組合定款第64号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和54年12月1日から適用する。

附 則(昭和55年3月13日組合定款第65号)

- 1 この変更は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第32条、第33条及び第34条の改正規定は昭和55年1月1日から適用する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和55年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年6月21日組合定款第66号)

この変更は、公告の日から施行し、行方南部下水道組合を加える事項は昭和55年6月1日から適用する。

附 則(昭和55年7月9日組合定款第67号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。ただし、石岡地区農業近代化施設整備組合を石岡地区営農研修センターに改める事項は昭和55年6月2日から適用する。

附 則(昭和56年3月25日組合定款第68号)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2の規定は昭和56年4月1日以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年4月1日組合定款第69号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年4月9日組合定款第70号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和56年3月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和56年3月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年8月27日組合定款第71号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和56年7月16日から適用する。

附 則(昭和57年2月24日組合定款第72号)

この変更は、昭和57年3月31日から施行する。

附 則(昭和57年4月15日組合定款第73号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。ただし、「那珂湊・勝田・東海広域事務組合」を加える規定は昭和57年3月15日から、「行方南部下水道組合」を削る規定は昭和57年3月31日から適用する。

附 則(昭和57年6月24日組合定款第74号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年5月18日から適用する。

附 則(昭和57年9月1日組合定款第75号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年8月7日から適用する。

附 則(昭和58年3月31日組合定款第76号)

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、「荃崎村」を「荃崎町」に改める規定は、昭和58年1月1日から、「老人福祉法第10条の2の規定による老人医療費」を削る規定は、昭和58年2月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和58年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 老人保健法(昭和57年法律第80号)附則第7条の規定に基づく改正前の老人福祉法第10条の2の規定による老人医療費に係る変更後の定款第36条第3項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和58年4月11日組合定款第77号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年10月15日組合定款第78号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和58年10月1日から適用する。ただし、「清水丘診療所組合」を「清水丘診療所事務組合」に改める規定は昭和58年7月8日から適用する。

附 則(昭和59年3月31日組合定款第79号)

- 1 この変更は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条の規定は、昭和59年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月以前の掛金及び負担金についてはなお従前の例による。

附 則(昭和59年6月1日組合定款第80号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。ただし、「潮来町外3町村清掃組合」を削る規定は昭和59年3月31日から、「高萩・北茨城広域工業用水道企業団」を加える規定は昭和59年4月27日から適用する。

附 則(昭和59年7月2日組合定款第81号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和59年5月25日から適用する。ただし、「潮来・牛堀2町ごみ処理組合」を「潮来・牛堀2町環境衛生組合」に改める規定は昭和59年6月26日から適用する。

附 則(昭和59年11月15日組合定款第82号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項の規定は昭和59年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年9月30日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第4項から第7項までの規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則(昭和60年4月15日組合定款第83号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。ただし、「潮来町外二町一ヶ村伝染病隔離病舎組合」を削る規定、並びに変更後の第32条、第33条及び第34条の規定の適用は昭和60年3月31日から、変更後の第40条及び第40条の2の規定の適用は昭和60年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和60年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年6月4日組合定款第84号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年12月4日組合定款第85号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則(昭和61年6月13日組合定款第86号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。ただし、「小川町外5ヶ町村伝染病隔離病舎組合」を削る規定は昭和61年3月31日から、「牛久町」を削り「牛久市」を加える規定は昭和61年6月1日から適用する。
- 2 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)附則第36条第1項又は附則第37条第1項ただし書の規定による継続長期組合員については、変更前の第32条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 変更後の第37条第2項及び第3項の規定は、昭和61年4月1日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第2項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(昭和62年3月3日組合定款第87号)

この変更は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月9日組合定款第88号)

この変更は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月16日組合定款第89号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年12月22日組合定款第90号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和62年11月30日から適用する。

附 則(昭和63年2月29日組合定款第91号)

- 1 この変更は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第9条第2項及び第3項並びに別表の規定は、昭和63年1月31日から適用する。

- 3 変更後の第40条及び第40条の2並びに附則第2項の規定は、昭和63年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年5月16日組合定款第92号)

この変更は、公告の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年10月27日組合定款第93号)

この変更は、次の選挙から施行する。ただし、変更後の附則第3項の規定は昭和63年6月21日から適用する。

附 則(平成元年3月10日組合定款第94号)

- 1 この変更は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2並びに附則第2項の規定は、平成元年4月1日以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金に適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成元年4月18日組合定款第95号)

この変更は、公告の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年3月28日組合定款第96号)

この変更は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年7月24日組合定款第97号)

この変更は、公告の日から施行し、平成2年6月29日から適用する。

附 則(平成2年11月13日組合定款第98号)

この変更は、公告の日から施行し、平成2年10月29日から適用する。

附 則(平成3年3月20日組合定款第99号)

この変更は、公告の日から施行し、平成3年2月25日から適用する。

附 則(平成3年3月27日組合定款第100号)

- 1 この変更は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2並びに附則第2項の規定は、平成3年4月1日以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金に適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成3年5月22日組合定款第101号)

この変更は、公告の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年1月8日組合定款第102号)

この変更は、公告の日から施行し、平成4年1月1日から適用する。

附 則(平成4年3月27日組合定款第104号)

- 1 この変更は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 変更後の第9条第2項，第3項及び別表の規定は，平成4年3月3日から適用する。
- 3 変更後の第40条，第40条の2，附則第2項，第3項及び第4項の規定は，平成4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金に適用し，同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については，なお従前の例による。

附 則(平成4年3月31日組合定款第103号)

この変更は，公告の日から施行し，平成4年3月3日から適用する。

附 則(平成4年7月1日組合定款第105号)

この変更は，公告の日から施行し，平成4年6月26日から適用する。

附 則(平成4年8月21日組合定款第106号)

この変更は，公告の日から施行し，平成4年8月1日から適用する。

附 則(平成5年3月24日組合定款第107号)

この変更は，平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年10月27日組合定款第108号)

この変更は，平成5年11月1日から施行する。

附 則(平成6年3月25日組合定款第109号)

- 1 この変更は，平成6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の4の規定は，この規定の施行日の前日において，法第68条第3項の規定による傷病手当金の支給期間が満了したものから支給する。

附 則(平成6年8月4日組合定款第110号)

この変更は，公告の日から施行し，平成6年6月29日から適用する。

附 則(平成6年8月26日組合定款第111号)

この変更は，公告の日から施行し，平成6年8月15日から適用する。

附 則(平成6年11月2日組合定款第112号)

- 1 この変更は，公告の日から施行し，平成6年10月1日から適用する。ただし，第9条及び別表の「，那珂湊市」及び「，勝田市」を削り，「ひたちなか市」を加える規定は，平成6年11月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は，平成6年10月1日以後の診療に係る家族療養附加金について適用し，同日前の診療に係る家族療養費附加金については，なお従前の例による。
- 3 平成6年9月30日以前に入院していた組合員又は組合員であった者であって，被扶養者がいないものに係る同日までの傷病手当金附加金の額については，なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第7項の規定は，平成6年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用し，同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては，なお従前の例による。

附 則(平成6年12月26日組合定款第113号)

この変更は、公告の日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成7年3月28日組合定款第114号)

- 1 この変更は、平成7年4月1日から施行する。ただし、「古河・総和土地区画整理一部事務組合」を加える規定は平成7年1月20日から適用する。
- 2 変更後の第36条の4の規定は、平成7年4月1日以後の死亡に係る附加金から適用し、同日前の死亡に係る附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、附則第2項の規定は、平成7年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成7年8月22日組合定款第115号)

この変更は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成7年9月27日組合定款第116号)

この変更は、公告の日から施行し、平成7年9月1日から適用する。

附 則(平成8年2月9日組合定款第117号)

この変更は、公告の日から施行し、平成7年12月22日から適用する。

附 則(平成8年5月13日組合定款第118号)

この変更は、公告の日から施行し、平成8年3月28日から適用する。ただし、「下妻市千代川村火葬場組合」を「下妻市・千代川村・八千代町火葬場組合」に改める規定は昭和58年2月17日から適用する。

附 則(平成8年6月14日組合定款第119号)

この変更は、公告の日から施行し、平成8年6月1日から適用する。

附 則(平成8年8月8日組合定款第120号)

この変更は、公告の日から施行し、平成8年7月31日から適用する。

附 則(平成8年8月29日組合定款第121号)

この変更は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日組合定款第122号)

- 1 この変更は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 変更後の附則第3項及び第4項の規定は、平成9年4月分以後の掛金及び負担金に適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年4月9日組合定款第123号)

この変更は、公告の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。ただし、第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「、高萩・北茨城と畜場組合」を削る規定は、平成9年3月31日から適用する。

附 則(平成9年9月29日組合定款第124号)

この変更は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日組合定款第125号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条及び第36条の2並びに附則第7項及び附則第8項の規定は、平成10年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月22日組合定款第126号)

この変更は、公告の日から施行し、平成10年3月31日から適用する。ただし、「筑南衛生組合」を削る規定は昭和48年7月31日から、「阿見美浦衛生組合」を削る規定は昭和48年9月30日から適用する。

附 則(平成11年1月19日組合定款第127号)

この変更は、公告の日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則(平成11年4月12日組合定款第128号)

この変更は、公告の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成11年12月22日組合定款第129号)

この変更は、平成11年12月20日から施行する。ただし、第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「、霞ヶ浦病舎組合」を削る規定は、平成11年11月30日から適用し、「、笠間地方広域斎場事務組合」を削る規定は、平成12年1月31日から施行する。

附 則(平成12年1月31日組合定款第130号)

この変更は、平成12年2月1日から施行する。

附 則(平成12年3月15日組合定款第132号)

この変更は、平成11年2月9日から施行する。

附 則(平成12年3月24日組合定款第133号)

この変更は、平成12年4月1日から施行する。ただし、「鹿島伝染病隔離病舎組合」を削る規定は、平成12年2月10日から、「県西病舎組合」を削る規定は、平成11年10月31日から適用する。

附 則(平成12年3月31日組合定款第134号)

この変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月2日組合定款第135号)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成12年7月28日組合定款第136号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項及び第36条の2並びに附則第7項及び第8項の規定は平成12年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則(平成12年9月26日組合定款第137号)

この変更は、公告の日から施行し、平成9年10月1日から適用する。

附 則(平成13年2月27日組合定款第138号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。ただし、第40条の2の改正規定(「自治大臣」を「総務大臣」に改める部分に限る。)は、平成13年1月6日から適用する。
- 2 変更後の第36条及び第36条の2並びに附則第7項及び附則第8項の規定は、平成13年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、平成13年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金に適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日組合定款第139号)

この変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年1月21日組合定款第140号)

- 1 この変更は、平成14年2月2日から施行する。
- 2 変更前の第9条第2項及び第3項の規定により第1区及び第5区選挙区からの選出議員については、変更後の第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、任期満了日の平成14年11月30日まで引き続き第1区及び第5区選挙区からの選出議員とみなす。

附 則(平成14年3月1日組合定款第141号)

この変更は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第9条第3項の表第1区選挙区の欄及び別表一部事務組合の欄中「、水戸地区隔離病舎組合」を削る規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月22日組合定款第142号)

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月29日組合定款第143号)

この変更は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成15年3月3日組合定款第144号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第35条第1項第4号、第36条第2項、第36条の2、第36条の3及び附則第8項の規定は、平成14年10月1日以後の家族出産費、家族出産費附加金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の家族出産費、家族出産費附加金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成15年4月25日組合定款第145号)

この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月1日組合定款第146号)

- 1 この変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条、第36条の2並びに附則第7項及び附則第8項の規定は、平成16年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条及び第40条の2並びに附則第2項の規定は、平成16年4月1日以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成16年8月30日組合定款第147号)

この変更は、公告の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 平成16年10月16日
- (2) 第3条の規定 平成16年11月1日
- (3) 第4条の規定 平成16年12月1日

附 則(平成17年3月2日組合定款第148号)

- 1 この変更は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成17年4月分以降の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成17年8月31日組合定款第149号)

この変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成17年9月1日
- (2) 第2条の規定 平成17年9月2日

- (3) 第3条の規定 平成17年9月12日
- (4) 第4条の規定 平成17年10月1日
- (5) 第5条の規定 平成17年10月11日
- (6) 第6条の規定 平成18年1月1日
- (7) 第7条の規定 平成18年2月20日
- (8) 第8条の規定 平成18年3月19日
- (9) 第9条の規定 平成18年3月27日

附 則(平成18年2月28日組合定款第150号)

- 1 この変更は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第9条第3項の表の改正規定中「県北地方広域市町村圏事務組合」を削る部分は、平成16年3月31日から、「水戸市土浦市競輪事務組合」を削る部分は、平成17年3月31日から、「麻生町外2町環境美化組合」を削る部分は、平成17年9月1日から、「古河・総和土地区画整理一部事務組合」を削る部分は、平成17年9月11日から、「筑ろく地方学校給食組合」を削る部分は、平成17年9月30日から、「鹿嶋・大洋環境組合」を削る部分は、平成17年10月10日から、「石下・千代川学校給食組合」を削る部分は、平成17年12月31日から、「常総・下妻学校給食組合」を加える部分は平成18年1月1日から、「鹿行地方広域市町村圏事務組合」を「鹿行広域事務組合」に改める部分は平成18年1月12日から、「友部・笠間広域下水道組合」を削る部分は、平成18年3月18日から、「小川・美野里・玉里広域消防事務組合」及び「谷和原・伊奈下水道組合」を削る部分は、平成18年3月26日から、「大洗・旭・水戸環境衛生組合」を「大洗・鉾田・水戸環境組合」に改める部分及び「取手市外3町1村火葬場組合」を「取手市2市火葬場組合」に改める部分は平成18年3月27日から適用する。
- 3 変更後の第36条及び第36条の2並びに附則第7項及び附則第8項の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 4 変更後の第40条及び第40条の2並びに附則第2項の規定は、平成18年4月1日以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成18年5月1日組合定款第151号)

この変更は、公告の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年10月26日組合定款第152号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条及び第36条の2並びに附則第7項、第8項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則(平成19年2月28日組合定款第153号)

- 1 この変更は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第9条第3項の表及び別表の改正規定中「友部地方広域環境組合」を「笠間・水戸環境組合」に改める部分は、平成19年1月1日から適用する。
- 3 変更後の第36条及び第36条の2並びに附則7項及び附則第8項の規定は、施行日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 4 変更後の第36条の4の規定は、施行日以後に支給事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同日前に支給事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第36条の5の規定の施行日の前日において傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者(支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。次項において同じ。)に係る同条の規定の施行の日前までの傷病手当金附加金の額については、なお従前の例による。
- 6 変更後の第36条の5の規定の施行日の前日において傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者(支給事由が生じた後に任意継続組合員となった者に限る。)に係る傷病手当金附加金の支給については、改正後の地方公務員等共済組合法第68条第1項の規定にかかわらず、これらの者を同項に規定する組合員とみなして同条の規定を適用する。
- 7 変更後の第36条の5の規定の施行日の前日において傷病手当金附加金の支給を受けていた者又は受けるべき者(支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。)に係る傷病手当金附加金の支給については、なお従前の例による。
- 8 変更後の第40条及び第40条の2並びに附則第2項の規定は、平成19年4月1日以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月1日組合定款第154号)

この変更は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年2月29日組合定款第155号)

- 1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成20年4月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成20年5月7日組合定款第156号)

この変更は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成20年12月17日組合定款第157号)

この変更は、公告の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則(平成21年2月27日組合定款第158号)

- 1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2並びに附則第2項の規定は、平成21年4月1日以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成22年2月26日組合定款第159号)

- 1 この変更は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 変更後の定款第36条及び第36条の2並びに附則第7項から附則第10項までの規定は、平成22年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費及び一部負担金払戻金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の規定にかかわらず、施行日の前日において変更前の定款第36条の5の規定に基づく傷病手当金附加金の支給を受けている者及び施行日の前日において地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)第68条第1項の規定による傷病手当金の支給を受けている者であって施行日以後同条第2項(平成28年4月1日以後については、同条第4項)の期間が経過し、かつ、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により引き続き勤務に服することができない者に係る傷病手当金附加金の支給については、なお従前の例による。ただし、変更前の定款第36条の5の規定中「障害共済年金」とあるのは「障害厚生年金(厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。)」と、「障害一時金」とあるのは「障害手当金(厚生年金保険法による障害手当金をいう。)又は障害年金」と、「給料」とあるのは「報酬」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 4 前項ただし書の規定は、平成27年10月1日以後に給付事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、平成27年9月30日以前に給付事由が生じた傷病手当金附加金については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成27年9月30日以前に退職した者に支給される傷病手当金附加金でその給付事由が平成27年10月1日以後に生じたものの支給については、なお従前の例による。
- 6 第3項の規定に基づき支給する傷病手当金附加金のうち、平成28年4月1日以後に給付事由が生じたものの算出については、変更前の定款第36条の5第1項及び第2項中「法第68条第2項」とあるのは「法第68条第4項」と、同条第3項中「法第68条第1項」とあるのは「法第68条第2項及び第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 7 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第4条第6号に規定する改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、第3項ただし書中「障害厚生年金をいう」とあるのは「障害厚生年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成24年一元化法第3条の規定による改正前のこの法律及び平成24年一元化法による改正前のその他の法律の規定によ

る旧職域加算障害給付をいう」とする。

- 8 変更後の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定めるところにより、入院附加金を支給する。
- (1) 施行日の前日において療養(公務に基づく療養を除く。)のための入院が引き続き7日間以上であって、施行日後も引き続いて入院している場合なお従前の例による。
 - (2) 施行日前から施行日以後に引き続いて療養(公務に基づく療養を除く。)のため7日間以上入院している場合であって、施行日前に入院していた日が6日間以下である場合 施行日前の入院1日につき500円
- 9 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成22年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月28日組合定款第160号)

- 1 この変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成23年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年6月30日組合定款第161号)

この変更は、公告の日から施行する。

附 則(平成23年10月7日組合定款第162号)

この変更は、公告の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成24年2月28日組合定款第163号)

- 1 この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成24年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月3日組合定款第164号)

この変更は、公告の日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則(平成25年2月28日組合定款第165号)

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項、第36条の2第1項並びに附則第7項及び第8項の規定は、平成25年4月1日以降の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第36条第1項、第36条の2第1項及び附則第7項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

--	--

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	30,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	40,000円

- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第36条第2項本文及び附則第8項本文の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100,000円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第36条第2項ただし書及び附則第8項ただし書の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	60,000円	30,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	80,000円	40,000円

- 5 平成25年3月31日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金及び結婚手当金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成25年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年6月28日組合定款第166号)

この変更は、公告の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年2月28日組合定款第167号)

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年7月31日組合定款第168号)

この変更は、公告の日から施行し、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年1月27日組合定款第169号)

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。
- 2 平成27年1月1日前行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月25日組合定款第170号)

- 1 この変更は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成27年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月30日組合定款第171号)

- 1 この変更は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用

し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

- 3 変更後の第40条の2の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用する。
- 4 変更後の第40条の3の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。
- 5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成29年4月分から同年9月分までの任意継続掛金に係る変更前の第40条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1000分の109」とあるのは「1000分の87.2」と、「1000分の14.3」とあるのは「1,000分の13.8」とする。

附 則(平成28年2月29日組合定款第172号)

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の3の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年5月26日組合定款第173号)

この変更は、公告の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月27日組合定款第174号)

- 1 この変更は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 平成28年7月1日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月28日組合定款第175号)

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による変更後の茨城県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月30日組合定款第171号）附則第5項の規定は、平成29年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

別表

	水戸市，日立市，土浦市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つく
--	------------------------------------------------------------

市	<p>ば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 守谷市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 古河市, 鉾田市, 常総市, つくばみらい市, 小美玉市</p>
町村	<p>茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 大子町, 美浦村, 阿見町, 河内町, 八千代町, 五霞町, 境町, 利根町</p>
一部事務組合	<p>湖北水道企業団 茨城県南水道企業団 龍ヶ崎地方塵芥処理組合 常総衛生組合 大宮地方環境整備組合 清水丘診療所事務組合 龍ヶ崎地方衛生組合 さしま環境管理事務組合 筑北環境衛生組合 茨城地方広域環境事務組合 取手市外2市火葬場組合 大洗, 鉾田, 水戸環境組合 江戸崎地方衛生土木組合 県西総合病院組合 湖北環境衛生組合 笠間・水戸環境組合 筑西広域市町村圏事務組合 茨城西南地方広域市町村圏事務組合 茨城美野里環境組合 常総地方広域市町村圏事務組合 鹿行広域事務組合 霞台厚生施設組合 稲敷地方広域市町村圏事務組合 新治地方広域事務組合 茨城県市町村総合事務組合 石岡地方斎場組合 笠間地方広域事務組合 鹿島地方事務組合 取手地方広域下水道組合 水戸地方農業共済事務組合 日立・高萩広域下水道組合 高萩・北茨城広域工業用水道企業団 下妻地方広域事務組合 ひたちなか・東海広域事務組合 牛久市・阿見町斎場組合 茨城北農業共済事務組合 茨城租税債権管理機構 利根川水系県南水防事務組合 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合</p>